

# 令和5年度

## 公益財団法人 小松市まちづくり市民財団予算

(総 則)

第1条 令和5年度公益財団法人小松市まちづくり市民財団の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

|       |            | 収 | 入         |
|-------|------------|---|-----------|
| 第 1 款 | 事 業 収 益    |   | 820,128千円 |
| 第 1 項 | 施設管理運営事業収益 |   | 715,484千円 |
| 第 2 項 | スポーツ振興事業収益 |   | 16,965千円  |
| 第 3 項 | 地域活性化事業収益  |   | 28,033千円  |
| 第 4 項 | 文化交流事業収益   |   | 28,286千円  |
| 第 9 項 | 特定資産取崩収入   |   | 31,360千円  |
| 第 2 款 | 事 業 外 収 益  |   | 22,618千円  |
| 第 1 項 | 事 業 外 収 益  |   | 22,618千円  |
|       |            | 支 | 出         |
| 第 1 款 | 事 業 費      |   | 842,316千円 |
| 第 1 項 | 施設管理運営事業   |   | 766,517千円 |
| 第 2 項 | スポーツ振興事業   |   | 16,965千円  |
| 第 3 項 | 地域活性化事業    |   | 29,284千円  |
| 第 4 項 | 文化交流事業     |   | 29,550千円  |

(資本的支出)

第3条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。

|         |           | 支 | 出        |
|---------|-----------|---|----------|
| 第 3 1 款 | 資 本 的 支 出 |   | 4 3 0 千円 |
| 第 3 項   | 有形固定資産購入費 |   | 4 3 0 千円 |

不足分については、収益的収入をもって充てる。

(理事会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 次に掲げる経費については、それ以外の経費に流用する場合は理事会の議決を経なければならない。

|     |       |               |
|-----|-------|---------------|
| (1) | 職員給与費 | 8 4, 0 5 9 千円 |
|-----|-------|---------------|

令和5年3月8日 提出

理 事 長      越 田 幸 宏